軽油引取税免税証(農業用)の交付申請について

免税軽油制度は平成27年3月31日まで継続となりましたので、農業用機械に使用する軽油の免税証交付 申請の事前受付を下記のとおり行います。

交付を希望する方は、必要書類を準備のうえ、申請受付日時に申請してください。

原則、下記の申請受付日時以外は受付を行いませんので、交付を希望する場合は必ず受付をしてください。

■申請受付日時 平成25年2月4日(月)

午前10:00~午前11:30、午後1:00~午後3:30

■申請受付会場 山本地域振興局 3階 大会議室

■必要書類一覧

交付申請時に必要な書類等	区分			
	新規	更新	継続	書換
免税軽油使用者証		0	0	0
機械の購入証明書	0			0
免税軽油使用者証交付申請書	0	0		
誓約書	0	0		
秋田県証紙(400円)	0	0		
免税証交付申請書	0	0	0	0
農業委員会が交付する耕作証明書	0	0	0	0
免税軽油の引取り等に係る報告書		0	0	0
前年購入した軽油の納品書又は購入証明書		0	0	0
印鑑	0	0	0	0
未使用の免税証		0	0	0

- ※注意 ①当日は大変混み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入してお越しください。 原則、記入された方から受け付けとなります。申請書用紙の無い方は下記の問合せ先に 連絡してください。
 - ②使用者証の有効期間が耕作期間中に到来する場合は、更新が必要です。
 - ③秋田県証紙(400円)は交付時にいただきます。
 - ④共同申請で、使用者が加わる場合は新規申請、使用者が脱退等する場合は、書換申請が 必要になります。なお、印鑑と耕作証明書は全員のものが必要になります。

■問合せ先 秋田県総合県税事務所 山本支所 **☎**52-6201

秋田県総合県税事務所課税部課税第二課 ☎018-860-3341

背 負 動 噴 噴 霧 用 1日3,000円 2台 溝 切 機 乗用、ほか 1日5,000円 2台 動力散布機|粉 と 粒 | 1日3,000円 | 2台 | 管 理 機 | 耕巾500mm | 1日3,500円 | 3台 エンジンポンプ φ25mm 11日2,000円 3台 | 高速洗浄機 | エンジン付 11日3,500円 11台 刈 払 機 背負·肩掛 1日3,500円 5台 | 発 電 機 100V,巯12A 1日3,500円 1台 チェンソー 中 型 1日3,500円 3台 | ウィングモア | φ700mm 1日4,500円 1台 | //ウス用オーガー | 中 35mm | 1日3,500円 | 1台 | スプレッダー | 手 押 | 1日2,000円 | 1台

(大V) アシザキ NOUKI 山本郡八峰町峰浜石川字外林33-21 TEL-FAX 0185-76-2884



消防署からのお知らせ

油の流出事故防止は万全に!!

灯油等の油は、北国の生活には欠くことのできないものですが、引火性があり取り扱いを一歩誤 ると火災につながる危険があります。

ホームタンク本体や配管から油が漏れた場合、火災の発生危険が高まるだけでなく、河川などへ の流入により日常生活に影響を及ぼし、また、流出油の回収は多額の経費が掛かります。

次の重点事項に注意し、事故の未然防止に努めましょう。

重点事項

- 1 給油や容器への移し替えの際には、絶対にその場を離れないこと。
- 2 屋根からの落雪、除排雪作業による配管等の破損には、十分注意しましょう。
- 3 ホームタンクは常に残量を把握し、異常な減りがないかを確認しましょう。
- 4 油流出事故が発生した場合は、速やかに最寄りの消防署、警察等に通報しましょう。
- 5 ホームタンク及び配管等(特に老朽化している施設)は定期的に点検を行いましょう。

落雪によるガス漏れ事故にご注意を!

これから本格的な降雪期に迎えるにあたり、屋根からの落雪によるプロパンガスボンベの転倒や 配管の損傷によるガス漏えい事故の発生が心配されます。

近年の冬は特に降雪が多く、これまでの常識が通用しなくなっています。油断せず、LPガス設 備の雪害対策をお願いいたします。

注意事項

- 1 屋根からの落雪が起きそうな所に設置している L P ガス設備は、安全な場所に移すか、囲いや 保護板等を設けて直接落雪が当たらないようにしましょう。
- 2 屋根の雪下ろしをする時は、隣家のガス設備にも雪が当たらないよう確認し、安全な場所に雪 を下ろしましょう。
- 3 ガス設備まわりは、こまめに除雪し点検や確認を行いましょう。

■問合せ先 八峰消防署 ☎76-3119

初めての方も安心してご相談ください

八峰町八森字磯村120-2 TEL 88-8833 FAX 88-8822





八峰町八森字中浜 TEL77-2323·FAX77-2324

17 広報はっぽう 2012.12月号 広報はっぽう 2012.12月号 16